

第3部 災害復興計画

第1章 復興の基本的な考え方

・阪神・淡路大震災は、大都市の災害対応力の脆弱さを露呈し、被災した市街地復興の計画的な進め方・体制等について、日ごろから研究・準備しておくことの重要性を提起した。

・これらの震災発生以降、荒川区では、平成13年10月に区及び区民等が協働して被災後の市街地の復興を迅速に進めていくための「荒川区震災等による被災市街地復興条例」を制定し、平成14年3月には、災害対策全般についての基本的事項を定めた「荒川区災害対策基本条例」を制定した。

・さらに、平成15年9月には、被災市街地復興条例等に基づいた市街地復興を的確に進められるように、被災時に復興担当職員がとるべき行動手順や計画立案の指針を示した「荒川区都市復興マニュアル」を策定した。マニュアルについては、継続的に内容の検討等を実施しており、平成23年3月の東日本大震災以降の関係法令の改正や新たな制度の創設等を踏まえて、平成27年度に改正している。また、平成28年3月に発生した熊本地震やその後の自然災害の発生等を踏まえて、適宜見直しを行っている。

・発災時には、直後から迅速かつ計画的な市街地復興を進めることができるように、区が国や都と緊密に連携を図るとともに、平時から地域協働復興の推進に向けての検討を行っている。

第1節 都市復興の基本理念

・被災の教訓及び荒川区基本構想を踏まえるとともに、以下の点に留意して取り組む。

1 被災を繰り返さない都市づくり

・明確な意思を持って、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の量的・質的な向上、良好な市街地の形成を図ることにより、被災を繰り返さない都市づくりを進める。

2 持続的発展が可能な都市づくり

・長期展望に立ち、将来世代も含め人々が快適な暮らしや都市活動を営むことができるように、持続的発展が可能な都市づくりを進める。

3 協働と連携による都市づくり

・区、区民及び事業者は、市街地の復興にあたっては、被災を繰り返さない災害に強いまちづくりを協働して進めるように努める。計画的な都市の復興は、区・区民・事業者及び関係機関等がそれぞれの役割を自覚して、協働、連携しながら相互の適切な分担のもとに推進する。

第2節 都市復興の基本目標

・生活再建、防災性の向上、生活環境の向上を通じて荒川区の復興を図ることを都市復興の基本目標とする。

1 生活再建

・被災を乗り越え、都市の復興にあたるため、住宅の確保等、区民の生活基盤をできるだけ早く再建する。

2 防災性の向上

・震災を繰り返すことがないように、震災前よりも防災性を高め、誰もが安全で安心して住み続けられるまちづくりを進める。

3 生活環境の向上

・高齢社会に対応した福祉のまちづくりを進めるとともに、次の世代に良好な生活環境を継承するため、緑等の自然環境を保全し、都市景観づくりを進める。暮らしの再建と安定・雇用の確保と産業の創造等を目標とする生活復興の諸施策と連携して、総合的な復興を進める。

（資料第1-23 荒川区震災等による被災市街地復興条例）

（資料第1-24 荒川区震災等による被災市街地復興条例施行規則）

第3節 都市復興

1 都市復興のプロセス

・都市の復興を迅速かつ円滑に行うため、次の4つの段階を踏んで、都市の復興を推進する。

（1）第一段階 体制の確立と復興方針の策定（発災から2週間）

- ・発災直後は、大混乱に陥ることが想定され、人命救助や応急危険度判定等の応急・復旧活動を優先しながら、市街地復興に向けての体制づくりを行う。
- ・災害対策本部の設置後、被害概況（家屋倒壊・焼失等）を基に、被害が甚大で市街地の復興事業が必要な場合、発災後1週間を目途に復興本部を設置する。
- ・被災に対する都市復興の方向性を住民等に示すものとして、『復興方針』を、発災後2週間で策定・公表する。併せて、市街地の被害が甚大な地区は、建築基準法第84条に基づく第一次建築制限（2週間～最大2か月）の検討を行う。

（2）第二段階 『復興計画（原案）＜都市の復興＞』の策定（2週間から2か月）

- ・都市復興に向けた、インフラや土地利用等の都市計画や事業の指針を住民等に示すものとして、『復興計画（原案）＜都市の復興＞』を発災後2か月で策定・公表する。併せて、市街地の被害が甚大な地区は、被災市街地特別措置法及び都市計画法に基づく第二次建築制限（2か月～2年以内）の検討を行う。

（3）第三段階 復興計画＜都市の復興＞の策定（2か月から6か月）

- ・『復興計画（原案）＜都市の復興＞』を基に、公聴会を開催し住民等の意見を反映させるとともに、主要インフラ等の都市計画決定（又は変更）の内容等を追加した、『復興計画＜都市の復興＞』を発災後6か月で策定し公表する。

（4）第四段階 都市復興事業計画等の策定（6か月から）

- ・『復興計画＜都市の復興＞』に基づき、地域住民の参画を得ながら主要インフラ事業や地域別復興まちづくり事業等を推進し、本格的な市街地復興を進める。

第4節 住宅復興

1 住宅復興のプロセス

・住宅の復興を迅速かつ円滑に行うため、自力による復興を基本として、「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」及び「公的住宅の供給」を街づくりと連携した住宅の復興を推進する。

(1) 応急的な住宅の確保

・応急的な住宅の確保については、第2部第11章「住民の生活の早期再建の復旧対策」に記載する。

(2) 本格復興と自力再建の支援

・本格復興に際しては、過去の震災での経験も踏まえ、自力再建に関する情報提供や被災者の相談に対応できる体制を整備するとともに、個人の自力再建をあらゆる側面から支援する施策の充実を図る。

(3) 民間住宅の供給支援

・被災者が、自力再建に向けて良質な民間賃貸住宅、分譲のマンションや戸建て住宅等を確保できるよう、多様な事業により民間住宅の供給を支援する。

・安全で快適な福祉のまちづくりの視点から、建物の耐震化・不燃化の促進やバリアフリー化の推進を図る。

(4) 公的住宅の供給

・これらの施策によってもなお自力再建が困難な被災者に対しては、公営住宅等の公的住宅の供給が求められる。

・被災者のニーズ、将来の人口動向、用地取得の可能性等の諸事情を総合的に勘案した上で、長期的な視点に立って施策を推進する。その際、グループホーム等、地域の実情に応じた福祉施策と連携のとれた住宅サービスの提供を図る。

第5節 産業復興

1 産業復興のプロセス

・震災からの産業復興にあたっては、国や都と連携を図りながら、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、荒川区の産業復興を図る施策を進める。

また、復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援、取引等のあっせん、物流の安定等、総合的な対策を展開する。

荒川区の産業復興にあたっては、産業復興方針を策定のうえ、以下のとおり中小企業施策及び雇用・就業施策等を総合的に展開する。

(1) 産業復興方針の策定

・区として総合的に産業復興を進めていくため、緊急的対応、中長期的対応等、復興の段階に応じた産業復興の方向性を明らかにし、それに基づき施策を進める。

(2) 中小企業施策

- ・中小企業の事業再開に対する支援策として、再建までの一時的な事業スペースの確保支援、施設の再建のための金融支援、取引等のあっせん、物流の安定等、速やかな再建に向けての総合的な対策を展開する。
- ・産業復興にあたっては、中小企業の産業活力を高めていく必要があることから、事業者の新分野進出、事業転換等への動きを積極的に支援・促進する等、企業現場の意欲を活かした産業活性化策に取り組む。
- ・また、被災した地元業者等が連携して、必要な物資やサービスを提供する等の事業の展開を促進する。

(3) 雇用・就業施策

- ・区民が速やかに自立し、生活再建を図るためには、経済的な基盤となる職業の維持が前提となる。そこで、雇用維持対策により失業者の発生を未然に防ぐとともに、離職を余儀なくされた区民の速やかな再就職を促進する。

第6節 暮らしの復興

1 暮らしの復興のプロセス

- ・暮らしの復興を早期に実現するため、国や都と連携を図りながら、保健・医療・福祉・文化・生涯学習・スポーツ・消費生活に関する支援策を講じる。また、ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの区民団体等との連携の下、生活基盤・環境を創造的に形成する。
- ・福祉をはじめとする数多くの行政分野において、復興施策の中心的役割を果たすのは区であることから、被災者からの相談に対しても区の窓口を的確に案内することが重要になるため、災害時における都との連携・協力体制を確立する。

(1) 保健・医療分野

- ・保健分野においては、特に被災者の健康維持・管理、メンタルヘルスケアについての対策を講じる。
- ・医療分野においては、各地域における医療ニーズに的確に対応するため、仮設診療所の設置や公的及び民間医療機関の再建に関する支援を速やかに行う。

(2) 福祉分野

- ・福祉分野においては、従来からの対象者に加えて、被災により新たな対象者が発生する等様々な福祉需要が生じてくる一方、地域において福祉サービスを提供していた組織そのものが被災し、その機能が低下することも予想されるため、地域住民の自助と共助を基本とした福祉サービス体制の再構築を図る。
- ・一人暮らしの高齢者等、より弱い立場の人々については、こうした地域力に基づく、きめの細かい対応を図る。

(3) 文化・生涯学習・スポーツ分野

- ・文化・生涯学習・スポーツ分野においては、貴重な文化財等の散逸や消失を防ぐとともに、その

再建や復旧についての的確な対応を図る。

- ・被災者の心を癒すための各種の文化的なイベント、スポーツイベントの実施等を図る。

(4) 消費生活分野

- ・消費生活については、悪質な商法や便乗値上げの防止を図るとともに、消費生活の早期安定を図る。

(5) ボランティアやNPO等との連携

- ・ボランティアやNPO等との連携については、その自主性・自律性を尊重しつつ、これらの区民活動と行政活動との間に無駄な重複が生じないように相互の連絡調整に努める。
- ・区民活動団体が円滑に活動できるよう、施設の提供等環境整備の面で配慮する。

第2章 本部体制

- ・復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ計画的に実施していくための組織体制であり、通常の行政組織とは別に、臨時組織として設置する。
- ・復興本部の組織及び運営は、荒川区災害対策本部条例、同施行規則に定めるところによる。

第1節 復興本部の設置

- ・区本部長は、区が災害により甚大な被害を受けた場合において、必要があると認めるときは、本部の組織をもって、区民生活の再建及び市街地の復興に関する事業(以下「災害復興事業」という。)を計画し、実施する。
 - ・災害復興事業を実施する場合においては、本部を荒川区復興本部と称するものとする。
 - ・復興本部は、発災後1週間を目途に設置する。
- (資料第1-25 荒川区復興本部組織図)

第2節 復興本部における各部の役割

部	課	分掌事務
復興総務企画部	復興総務企画課	1 震災復興に係る基本方針の策定に関すること。 2 復興対策の総合調整に関すること。 3 復興本部の運営に関すること。 4 本部長室会議の運営に関すること。 5 本部長の特命に関すること。 6 本部長室の指示伝達に関すること。 7 庁有車の使用状況の把握に関すること。 8 被災状況の集約に関すること。 9 男女共同参画施策の調整及び推進に関すること。 10 部の職員の参集状況の確認に関すること。 11 他部への職員の派遣に関すること。 12 避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 13 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 14 部の受援及び応援に関すること。 15 部の活動体制に関すること。

		16 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関する事。 17 部の活動記録に関する事。 18 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関する事。 19 部の庶務に関する事。 20 所管する施設の復興計画に関する事。 21 前各号に掲げるもののほか、他部及び他課に属しない事。
	復興財政課	1 災害復興関係予算に関する事。 2 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務のとりまとめに関する事。
	復興議会事務局	1 議会と本部との連絡調整に関する事。 2 他自治体から来る視察対応に関する事。
復興区政広報部	復興秘書課	1 広聴に関する事。 2 本部長室の庶務に関する事。 3 部の職員の参集状況の確認に関する事。 4 他部への職員の派遣に関する事。 5 避難所の運営に係る職員の派遣等に関する事。 6 協定を締結している団体との連絡調整に関する事。 7 部の受援及び応援に関する事。 8 部の活動体制に関する事。 9 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関する事。 10 部の活動記録に関する事。 11 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関する事。 12 部の庶務に関する事。
	復興広報課	1 広報に関する事。 2 報道機関への情報提供に関する事。 3 復興状況の記録に関する事。
復興管理部	復興経理課	1 用地需要の調整に関する事。

		2 部の職員の参集状況の確認に関する事。 3 他部への職員の派遣に関する事。 4 避難所の運営に係る職員の派遣等に関する事。 5 協定を締結している団体との連絡調整に関する事。 6 部の受援及び応援に関する事。 7 部の活動体制に関する事。 8 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関する事。 9 部の活動記録に関する事。 10 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関する事。 11 部の庶務に関する事。 12 所管する施設の復興計画に関する事。
	復興会計管理課	1 災害復興に係る出納経理に関する事。
	復興職員課	1 人事計画並びに服務及び給与に関する事。 2 職員の参集状況の把握に関する事。 3 公務災害補償に関する事。 4 派遣職員の受入れ及び職員の派遣の連絡調整に関する事。 5 臨時に事務に従事する職員等の募集に関する事。 6 職員の健康管理及び健康相談に関する事。
	復興デジタル推進課	1 情報システムの復旧及び運用に関する事。 2 庁内LAN及び公共施設間ネットワークの復旧及び運用に関する事。
	復興営繕課	1 区有施設の被害状況の集約に関する事。 2 区有施設の復旧計画及び復旧工事に関する事。
復興区民生活部	復興区民課	1 震災復興相談所の開設及び運営の総括に関する事。 2 義援金品の受領及び保管並びに支給及び配分計画に関する事。

		3 地域情報の提供に係る総合調整に関すること。 4 地域住民の総合的な相談に関すること。 5 町会自治会等の連絡体制に関すること。 6 見舞金等の支給及び申請の受付に関すること。 7 日本赤十字東京支部との連絡調整に関すること。 8 罹災証明書の交付に係る調査の体制の整備に関すること。 9 罹災証明書の交付に係る申請の受付及び発行に関すること。 10 避難所の閉所に関すること。 11 部の職員の参集状況の確認に関すること。 12 他部への職員の派遣に関すること。 13 避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 14 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 15 部の受援及び応援に関すること。 16 部の活動体制に関すること。 17 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 18 部の活動記録に関すること。 19 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 20 部の庶務に関すること。 21 所管する施設の復興計画に関すること。
	復興戸籍住民課	1 安否不明者及び行方不明者の相談及び捜索に関すること。 2 罹災証明書の交付に係る調査の体制の整備に関すること。 3 罹災証明書の交付に係る申請の受付及び発行に関すること。
	復興区民施設課	1 地域情報の提供に係る調整に関すること。 2 家屋の被災状況に係る調査の応援協力に関する

		こと。 3 所管する施設の復興計画に関すること。
	復興税務課	1 義援品等の救援物資の受領、搬送及び配分に関すること。 2 輸送用車両の配車に関すること。 3 必要資器材の搬送に関すること。 4 租税等の減免及び徴収猶予に関すること。
	復興防災課 復興生活安全課	1 本部長室の補佐及び活動の記録に関すること。 2 都及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 3 本部の活動記録に関すること。 4 復興本部の運営補佐に関すること。 5 所管する施設の復興計画に関すること。
復興地域文化スポーツ部	復興文化交流推進課	1 文化事業の総合的な企画、調整及び推進に関すること。 2 在住外国人その他関係団体との連絡調整に関すること。 3 部の職員の参集状況の確認に関すること。 4 他部への職員の派遣に関すること。 5 避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 6 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 7 部の受援及び応援に関すること。 8 部の活動体制に関すること。 9 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 10 部の活動記録に関すること。 11 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 12 部の庶務に関すること。 13 所管する施設の復興計画に関すること。
	復興生涯学習課 復興スポーツ振興	1 文化財等の散逸又は消失の防止、再建及び復旧、文化的なイベント及びスポーツイベントの実施

	課 復興ゆいの森課 復興地域図書館課	その他の文化、生涯学習及びスポーツの分野における区の復興に係る方針及び計画の策定に関すること。 2 生涯学習施策の調整及び推進並びに社会教育関係団体等との連絡調整に関すること。 3 文化財の復旧に関すること。 4 所管する施設の復興計画に関すること。
復興産業経済部	復興産業振興課 復興経営支援課 復興就労支援課 復興観光振興課 復興選挙管理委員会事務局 復興監査事務局	1 産業復興に係る方針及び計画の策定に関すること。 2 悪質な商取引及び災害に便乗した値上げの防止、消費生活の早期安定の実現その他の消費生活の分野における区の復興に係る方針及び計画の策定に関すること。 3 中小企業施策の計画調整及び推進に関すること。 4 地域の産業復興に関する計画調整及び推進に関すること。 5 中小企業への融資に係る制度の活用促進に関すること。 6 産業団体等との連絡調整に関すること。 7 勤労者福祉サービス関係事務、見舞金等に関すること。 8 部の職員の参集状況の確認に関すること。 9 他部への職員の派遣に関すること。 10 避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 11 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 12 部の受援及び応援に関すること。 13 部の活動体制に関すること。 14 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 15 部の活動記録に関すること。 16 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。

		ること。 17 部の庶務に関すること。 18 所管する施設の復興計画に関すること。
復興環境清掃部	復興環境課	1 災害による環境汚染の調査等に関すること。 2 環境保全対策の総合的な企画、調査及び調整に関すること。 3 部の職員の参集状況の確認に関すること。 4 他部への職員の派遣に関すること。 5 避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 6 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 7 部の受援及び応援に関すること。 8 部の活動体制に関すること。 9 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 10 部の活動記録に関すること。 11 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 12 部の庶務に関すること。 13 所管する施設の復興計画に関すること。
	復興清掃リサイクル推進課	1 家庭ごみ及びし尿の収集及び運搬に関すること。 2 臨時の家庭ごみ集積所の撤収に関すること。 3 災害廃棄物の処理に係る調整に関すること。 4 災害廃棄物の一次仮置場の撤収に関すること。 5 東京二十三区清掃一部事務組合との連絡調整に関すること。 6 東京二十三区清掃協議会との連絡調整に関すること。 7 所管する施設の復興計画に関すること。
復興福祉部	復興福祉推進課	1 地域住民の自助と共助を基本とした福祉サービス体制の再構築その他の福祉の分野における区の復興に係る方針及び計画の策定に関すること。

		2 社会福祉団体、ボランティア、特定非営利活動法人等との連絡調整に関する事。 3 災害弔慰金の支給に関する事。 4 災害救護資金の貸付けに関する事。 5 区営住宅の使用料（駐車場分を含む。）及び敷金の減免及び徴収猶予に関する事。 6 部の職員の参集状況の確認に関する事。 7 他部への職員の派遣に関する事。 8 避難所の運営に係る職員の派遣等に関する事。 9 協定を締結している団体との連絡調整に関する事。 10 部の受援及び応援に関する事。 11 部の活動体制に関する事。 12 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関する事。 13 部の活動記録に関する事。 14 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関する事。 15 部の庶務に関する事。 16 所管する施設の復興計画に関する事。
	復興高齢者福祉課	1 高齢避難者の援助及び相談に関する事。 2 在宅の高齢者の援助及び相談に関する事。 3 福祉サービスの利用料及び自己負担金の減免に関する事。 4 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定による措置に係る利用者負担金の減免に関する事。 5 所管する施設の復興計画に関する事。
	復興生活福祉課	1 生活保護を受給している被災者の援助及び相談に関する事。 2 生活保護を受給している被災者の保護に関する事。
	復興障害者福祉課	1 福祉サービスの利用料及び自己負担金の減免に

		関すること。 2 障害者福祉施設の使用料等の減免に関すること。 3 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による措置に係る利用者負担金の減免に関すること。 4 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定による措置に係る利用者負担金の減免に関すること。 5 所管する施設の復興計画に関すること。
	復興介護保険課	1 介護保険料の減免及び徴収猶予に関すること。 2 介護サービス利用料の減免に関すること。 3 高額介護サービス費支払費用貸付金の償還未済額の減免に関すること。 4 所管する施設の復興計画に関すること。
	復興国保年金課	1 国民健康保険料の減免及び徴収猶予に関すること。 2 国民年金保険料の減免に関すること。 3 後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予に関すること。 4 療養給付に要する費用の一部負担金の減免及び徴収猶予に関すること。 5 ボランティアの受入れ及び配置に係る社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 6 ボランティアセンターの閉所に関すること。
復興健康部	復興生活衛生課	1 被災者の健康の維持及び管理並びにメンタルヘルスケア、医療体制の再建に関する支援その他の保健及び医療の分野における区の復興に係る方針及び計画の策定に関すること。 2 証明書発行の手数料及び使用料の減免に関すること。 3 保護した動物に関すること。 4 動物救護センターの閉所に関すること。 5 部の職員の参集状況の確認に関すること。

		6 他部への職員の派遣に関すること。 7 避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 8 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 9 部の受援及び応援に関すること。 10 部の活動体制に関すること。 11 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 12 部の活動記録に関すること。 13 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 14 部の庶務に関すること。 15 所管する施設の復興計画に関すること。
	復興健康推進課	1 被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。 2 関係医療機関との連絡調整に関すること。
	復興保健予防課	1 区民の感染症予防活動の指導に関すること。 2 感染症予防関係機関との連絡調整に関すること。
	復興子ども家庭部	復興子育て支援課 復興児童青少年課 復興保育課 復興荒川遊園課 復興子ども家庭総合センター
		1 被災児童のメンタルヘルスケアに関すること。 2 保育園、学童クラブ等の保育料等の減免に関すること。 3 母子生活支援施設の費用徴収金の減免に関すること。 4 ひとり親家庭の医療費助成の一部負担金の減免に関すること。 5 女性福祉資金の償還金の減免及び徴収猶予に関すること。 6 東京都母子福祉資金の償還金の減免及び徴収猶予に関すること。 7 青少年育成地区委員会連絡協議会との連絡調整に関すること。 8 部の職員の参集状況の確認に関すること。

		9 他部への職員の派遣に関すること。 10 避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 11 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 12 部の受援及び応援に関すること。 13 部の活動体制に関すること。 14 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 15 部の活動記録に関すること。 16 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 17 部の庶務に関すること。 18 所管する施設の復興計画に関すること。
復興防災都市づくり部	復興都市計画課 復興住まい街づくり課 復興土木管理課 復興基盤整備課 復興建築指導課	1 都市復興に係る方針及び計画の策定に関すること。 2 住宅復興に係る方針及び計画の策定に関すること。 3 都市復興事業の推進に関すること。 4 建築制限、建築行為の届出及び建替相談に関すること。 5 道路、橋りょう、公園等に係る土地利用等の調整に関すること。 6 道路、橋りょう、公園等の障害物の除去に関すること。 7 道路、橋りょう、公園等の復旧に関すること。 8 電気、ガス、上下水道等の復旧状況の把握に関すること。 9 復興本部の運営補佐に関すること。 10 応急仮設住宅に関すること。 11 被災住宅の応急修理に関すること。 12 都及び復興関係機関との連絡調整に関すること。 13 部の職員の参集状況の確認に関すること。

		14 他部への職員の派遣に関すること。 15 避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 16 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 17 部の受援及び応援に関すること。 18 部の活動体制に関すること。 19 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 20 部の活動記録に関すること。 21 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 22 部の庶務に関すること。 23 所管する施設の復興計画に関すること。
復興教育部	復興教育総務課 復興教育施設課	1 都教育庁との連絡調整に関すること。 2 部の職員の参集状況の確認に関すること。 3 他部への職員の派遣に関すること。 4 避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 5 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 6 部の受援及び応援に関すること。 7 部の活動体制に関すること。 8 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 9 部の活動記録に関すること。 10 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 11 部の庶務に関すること。 12 所管する施設の復興計画に関すること。
	復興学務課 復興指導室 復興教育センター	1 学校備品、教材教具等の応急整備に関すること。 2 被災した児童、生徒並びに幼稚園及びこども園の園児への学用品等の支給に関すること。

		3 学校指定、学級編制等の臨時的な措置に関する こと。 4 学校施設の衛生管理に関すること。 5 児童、生徒並びに幼稚園及びこども園の園児の 安全衛生並びに健康管理に関すること。 6 児童、生徒並びに幼稚園及びこども園の園児の メンタルヘルスケアに関すること。 7 所管する施設の復興計画に関すること。
	復興小中学校	1 児童及び生徒の安全衛生及び健康管理に関する こと。 2 児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関するこ と。 3 所管する施設の復興計画に関すること。
	復興幼稚園 復興こども園	1 幼稚園及びこども園の園児の安全衛生並びに健 康管理に関すること。 2 幼稚園及びこども園の園児のメンタルヘルスケ アに関すること。 3 所管する施設の復興計画に関すること。

※ 防災関係機関等の分掌事務については、震災編に準ずる。

第3章 具体的な取組

・地域防災計画においては、都市復興に必要となる被害状況把握のための調査について記載し、復興に向けた具体的な取組は、「荒川区都市復興マニュアル」等に基づき実施する。

第1節 都市復興に必要となる被害状況把握のための調査

1 家屋被害状況調査

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・復興防災都市づくり部	・家屋被害状況調査の実施

(2) 詳細な取組内容

① 災害種類別の被害状況の調査

i) 目的

・災害の種類にあった都市復興の対策を検討するため、街区単位で、家屋被害が発生した原因となる災害（揺れ、液状化、斜面崩壊・土砂災害、火災、浸水等）を調査し、「被害区域図（災害種類別）」を作成する。

ii) 方法

・都が航空写真等から家屋被害状況及び災害の種類を読み取り、GISを使用して図面を作成した後、区が現地調査や応急危険度判定の調査等を踏まえ、図面を修正する。

・調査は、発災後2週間で作成する『復興方針』や「第一次建築制限」の基礎資料とするため、事前に定めた優先調査地区及び著しい被害区域（大被害地区及び中被害地区）は10日以内とし、その他の地区は1か月以内に完了させ、都へ随時提出する。

優先調査地区	都の「地震に関する地域危険度測定調査」のうち、総合危険度ランク5の町丁目とする。
--------	--

被害区域の分類	判断基準
大被害地区	概ね被害度80%以上が予想される地区
中被害地区	概ね被害度50%以上80%未満が予想される地区
その他地区	それ以外の地区

② 街区別の家屋被害状況の調査

i) 目的

・都市復興の実施の有無や対策を検討するためには、建替えが想定される被害を受けた家屋数の多少が重要な判断材料となる。このため、街区単位で、建替えが想定される家屋の被害度を調査し、整理した「街区別の家屋被害割合図」を作成する。

ii) 方法

・都が航空写真等から1件ずつ家屋被害状況を読み取り、GISを使用して街区ごとの家屋被害

割合を算出して図面を作成した後、区が現地調査や応急危険度判定の調査等を踏まえ、図面を修正する。

・調査は、発災後2週間で作成する『復興方針』や「第一次建築制限」の基礎資料とするため、事前に定めた優先調査地区及び著しい被害区域(大被害地区及び中被害地区)は10日以内とし、その他の地区は1か月以内に完了させ、都へ随時提出する。

家屋被害区域	判断基準
大被害地区	概ね被害度 80%以上が予想される地区
中被害地区	概ね被害度 50%以上 80%未満が予想される地区
その他地区	それ以外の地区

第4章 災害対策基金

- ・災害発生時には、避難所開設等の災害救助対策やその後の復旧対策に多大な経費を要することが想定され、その財源を確保していかなければならない。

- ・区では、災害救助のために設置した「罹災救助積立金」を、平成8年度から、災害救助だけでなく予防及び復旧にも活用できる「災害対策基金」に再編し、災害対策に要する財源の確保を図っている。

（資料第1－26 荒川区災害対策基金条例）

